平成２２年（フ）第５１４号
奈良県大和郡山市西田中町393番地２
破産者　桑田　眞紀
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２８９号
奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地６―101
破産者　山下　晴朗
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４９号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目９番30号―203号室
破産者　大野　貴敦
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８３号
香川県高松市春日町1524番地
破産者　宮脇　光宏
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８５号
高知県幡多郡三原村上下長谷1403番地５
破産者　上山　忠利
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２４５号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷696番地３
破産者　野口　幸代
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
長崎県長崎市西海町3252番地３
破産者　三谷　六男
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８９号
長崎県長崎市金堀町34番８号
破産者　木山　伸子
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
大分市日岡２丁目３番24号リバレイン清成206
破産者　安東　道生
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１７６号
大分市城原2365番地１第３楠コーポ205、住民票上の住所大分市富士見が丘東３丁目24番13号
破産者　山本　武志
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２７５号
大分市牧２丁目５番８号サニーコーポ104
破産者　秋吉　義信
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１０９７２号
東京都足立区加平３丁目６番17号
破産者　株式会社角田額縁店
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２７９号
東京都中央区銀座１丁目５番７号
破産者　株式会社ミタカ
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７１９号
東京都江戸川区西葛西８丁目11―13―203
破産者　安藤二三男
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４１５号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町３丁目１―１―101
破産者　中島　良介
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９７２号
東京都世田谷区船橋４―22―４　第一大津加荘103、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区船橋４丁目22番15号
破産者　国際技術産業株式会社
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０４９号
東京都杉並区上井草１丁目24番14号
破産者　株式会社首都圏流通
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２４０号
東京都葛飾区奥戸５丁目４番６号
破産者　水越建設株式会社
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８１３号
東京都江東区東砂３丁目18―12
破産者　水木　孝幸
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部